

議会受付番号	鎌議第 1644 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市職員による不祥事等

2 質問の要旨

- 1 先の文書質問では、白紙請求書以外の不適切な事務は無いと言い切り、答弁を出していたが、総務常任委員会では、災害時要援護者に係る事務で不適切な実態が明らかとなった。何故、虚偽答弁をしたのか、理由を述べよ。
- 2 下記の部署課（①～⑦）において納税課の如く、遅刻した実態はあるか。（H26～H27. 11）又、遅刻以外に懲戒対象となる行為は見受けられるか。（過去 5 年間）（改竄、微少の不適切事務、事務処理のミス等全て挙げよ）
 - ①下水道河川課
 - ②保険年金課
 - ③名越クリーンセンター
 - ④岡本保育園
 - ⑤材木座保育園
 - ⑥今泉クリーンセンター
 - ⑦資産税課

3 答弁

- 1 鎌議第 1341 号において、白紙請求書以外の不適切な事務は無いと回答するに当たっては、平成 27 年 10 月 2 日から 10 月 6 日にかけて、各部課に対し調査をしております。
 今回の災害時要援護者に係る事務処理は、平成 27 年 10 月 9 日に行っており、その後に事務処理ミスが発覚したもので、虚偽答弁をしたとは考えておりません。しかしながら、より一層、適切な事務が求められる中、今回の不適切な事務を行ったことについては、大変遺憾に思っています。
- 2 下水道河川課他 6 課に改めて確認しましたが、平成 26 年から 27 年 11 月現在までの間、納税課において懲戒処分を行った案件のように繰り返し遅刻をするような実態はありませんでした。また、過去 5 年間、遅刻以外に懲戒対象となる行為はありませんでした。